資　料　提　供
令和３年　４月　９日

「県民の皆様へのお願い」の変更について

４月９日、新型コロナウイルス政府対策本部により、基本的対処方針が変更され、京都府・東京都・沖縄県が、４月１２日から「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に追加されます。

このことを受け、「県民の皆様へのお願い」を見直し、３都府県への不要不急の外出を控えることを追加しました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いします。

変更項目

◆変更前
【県民の皆様へのお願い（４月２日）】
- 大阪府・兵庫県・宮城県への不要不急の外出を控える
  期間：政府対策本部が「まん延防止等重点措置」の区域を指定している期間
- 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県への不要不急の外出を控える
  期間：各都県が都県民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間

⇩

◆変更後
【県民の皆様へのお願い（４月９日）】
- 京都府・大阪府・兵庫県・東京都・宮城県・沖縄県への不要不急の外出を控える
  期間：政府対策本部が「まん延防止等重点措置」の区域を指定している期間
- 埼玉県・千葉県・神奈川県への不要不急の外出を控える
  期間：各県が県民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 （危機管理局 073-441-2275）	道・藤戸・平田